

## 令和元年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録

1 日時：令和元年8月7日（水） 午後1時56分～午後3時40分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 3階 調停室

### 3 出席者：

#### (1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、善積 康夫委員（副部会長）、観音寺 拓也委員、  
谷藤 千香委員

#### (2) 事務局

（都市総務課）

諏訪都市総務課長、三田課長補佐、亀井主査、佐々木主任主事、野田主任主事

（公園緑地部）

竹本公園緑地部長

（公園管理課）

木津公園管理課長、住田主査、加藤主任技師

### 4 議題：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

(2) 蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件および審査配点等について

### 5 議事の概要：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件および審査配点等について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

### 6 会議経過：

○三田都市総務課長補佐 それでは、定刻よりちょっと早いんですが、全員おそろいのようなのでよろしいですかね。

それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまより令和元年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催いたします。

事務局をしております都市総務課課長補佐の三田でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議ですが、委員さん5名のうち4名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しております。

開会に当たりまして、公園緑地部長の竹本よりご挨拶を申し上げます。

○竹本公園緑地部長 皆さん、こんにちは。公園緑地部長の竹本でございます。

委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから本市政各般にわたり多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことを深く感謝を申し上げます。

本日は、千葉県蘇我スポーツ公園の令和2年度からの次期指定管理者の公募に係る募集条件や審査基準などにつきましてご審議いただく予定でございます。

次期指定管理の実施に当たりましては、これまでの各スポーツ施設に加え、園地や駐車場を含めた公園全体を指定管理区域とすることとしております。これにより、さらなる市民サービスの向上を図り、よりよい管理運営を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○三田都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

本日の議題につきましては、お手元の次第にありますように、議題1といたしまして、指定管理者の募集から指定までの流れについて、2といたしまして、蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてでございますが、お手元の資料3「千葉県都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」という資料がございますので、こちらをごらんください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)のただし書きにあります「公募の方法により、指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議」に該当いたしますので、非公開となります。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び3、部会の会議への準用によりまして、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部部会長の承認により確定させていただきます。

続きまして、資料1をごらんください。

「千葉県都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会委員名簿」でございます。委員の交代がありましたのでご報告させていただきます。公園部会及びスポーツ部会の委員を務めていただいております蒔田委員の後任といたしまして、千葉工業大学創造工学部建築学科教授でいらっしゃいます望月悦子委員にご就任いただきました。なお、本日はご都合により欠席しておりますが、任期につきましては、条例により蒔田前委員の残任期間である令和3年1月14日までとなっております。

それでは、ここからは部会長に議事を進行していただきます。部会長、よろしくお願いいたします。

○部部会長 それでは、私が議事進行をさせていただきます。会議を円滑に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議題(1)指定管理者の募集から指定までの流れについてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○諏訪都市総務課長 都市総務課長の諏訪でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、部会長からお話がありました(1)指定管理者の募集から指定までの流れについて、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料5をごらんください。

令和元年7月、公園管理課の欄ですが、募集要項等の作成とありますが、蘇我スポーツ公園の指定管理者を公募するに当たり、募集要項等の案を作成しております。

次に、8月のスポーツ部会の欄に、7日、第2回スポーツ部会として「募集条件、審査配点等に関する審議」とありますが、これは本日開催の部会で、募集要項や選定基準等の案について、特に審査項目、そして配点、採点方法などについて外部有識者であります皆様からの意見をいただくために開催しているものでございます。

○部会長 資料5は事前のものではなくて当日配付のものを差しかえてということ。

○諏訪都市総務課長 失礼いたしました。そうですね。きょう別添で修正がありましたので、その部分の差しかえでお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、外部の皆様から意見を伺うためにきょうは開催しております。

次に、公園管理課ではきょうの皆様からの意見をいただき、募集要項等に修正を加えまして8月16日から指定管理者の公募の手続に入りたいと思っております。

そして、9月24日から30日の間、1週間ですね、指定申請書の提出期間として、その後、形式的要件審査として書類を審査してまいります。

形式的要件審査に合格された法人等から指定管理予定候補者を選定するため、10月に第3回スポーツ部会を開催する予定でございます。実施する提案内容審査の流れにつきましては、当日改めて説明させていただきますが、指定管理者の選定につきましては公募によるものとし、提出された提案書等を審査の上、第1順位から第3順位までの指定管理予定候補者を選定いたします。

指定管理予定候補者の選定後、11月上旬をめどに各応募者に対し結果の通知を予定してまいります。

第1順位の指定管理予定候補者となった法人等には協議を申し入れ、双方の合意がなされた場合には仮協定書を締結します。なお、第1順位の候補者と協議がまとまらない際は、順次下位のものと協議をしております。

また、本年第4回定例会、11月下旬ごろからなんですけれども、第4回定例会において指定管理者指定議案の議決を経て1月に指定管理者の指定、基本協定の締結を行い、令和2年、来年の4月1日付で当該年度に係る指定管理料の額等を定めた年度協定を締結いたします。

最後に、記載されてはおりませんが、次年度以降は管理運営をより適正に行うため年度評価を実施いたします。最終年度においては、管理業務の総括のための評価及び次期指定管理者の選定のため、総合評価を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして委員の皆様からご質問などございましたら発言をお願いいたします。

この流れについては特段ご質問、ご意見等はよろしいでしょうか。

それでは、議題1については以上で終わります。

次に、議題2、蘇我スポーツ公園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてに入ります。

募集要項、管理運営の基準、選定基準等について事務局よりご説明をお願いいたします。

○木津公園管理課長 公園管理課長の木津でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、6-1の募集要項から説明をさせていただきたいと思っております。お手元に新旧対照

表ということで少し修正をした部分がございますので、それについても必要に応じて見ながら  
というか、私が説明をするときに見ていただければなというふうに思っております。

それで、蘇我スポーツ公園につきましては、これまでも指定管理者を何度か募集をしており  
ますので、今回は前回の募集要項等から変更になった、追加になった部分を中心にご説明をさ  
せてもらいたいと思います。時間が余りないところですので、そういうところで省略する部分  
も多いかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、募集要項の2ページから説明したいと思います。公募の概要でございます。

3番の公募の概要、(1)管理対象施設及び管理対象区域ということで、ここに管理する場  
所と区域を書いております。

まとめて言いますと、蘇我スポーツ公園のうち既に供用を開始している区域全体を今回募集  
するということになります。

場所を図面でご説明いたしますと、6-6のほうに図面がついております。その図面を見て  
いただければと思うんですが、ごらんになっていただけたでしょうか。これが蘇我スポーツ  
公園全体の平面図でございます。このうち左のほうにフクダ電子アリーナというサッカー場が  
あるんですけども、そこと、その右隣りにフクダ電子スクエア、それから、一番右の上のほ  
うにフクダ電子ヒルスコート、テニスコートが20面あるんですが、それと、またフクダ電子ア  
リーナのほうに戻っていただきまして、その下の第1多目的グラウンド、その隣の第2多目的  
グラウンドにつきましては、この赤で囲った部分はこれまで指定管理者、現在、指定管理者に  
管理をしていただいている区域です。さらに、隣に円形野球場が8月1日にオープンしました  
ので、それも指定管理区域に加わったところでございます。

今回は、それ以外の青で囲った区域が今供用しているところなんですけれども、ここ全体を  
指定管理区域に入れるということで、これまで赤い区域以外の園地は私たちのほうで、公園緑  
地事務所が、市が直接管理していたんですけれども、そこも今回対象区域にしたいというふう  
に考えております。

なお、この赤い区域は有料公園施設で駐車場が3カ所ございますが、今回それは有料施設と  
して指定管理に加わることになります。

そのうち右下のほうに黄色く書いてあるんですけども、これは後でご説明することになり  
ますが、ここはまだ未整備区域なんです、今回募集する期間中に順次オープンしていくので、  
その内容も少しこの要項等の中に含まれることになります。

では、戻っていただきまして、募集要項の2ページに戻っていただきまして、指定期間で  
ございます。令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間でございます。

業務内容につきましては、管理運営の基準は後ほど説明することになりますので、そちらの  
ほうで説明をしたいと思います。

それから、4番、選定の手順でございます。

先ほど諏訪課長のほうから説明があったと思いますが、具体的な日程を以下に示しており  
ます。募集の期間は、前回、5年前行ったんですけども、それよりも1週間ほど長くとして  
おります。

3ページに移りまして、管理対象施設の概要でございます。

(1)の設置目的等なんですけれども、まず、ビジョン、施設の目的・目指すべき方向性で  
ございます。3点でございます。

1点目が、広域的なスポーツ拠点及び市民スポーツ振興の拠点としてそれぞれの施設の特徴  
を生かし、大規模な大会から市民の利用まで幅広く受け入れ、市におけるスポーツ・レクリエ

ーションの振興を図り、市民の健康・体力づくりに寄与するとともに、地域コミュニティとしての交流機能を発揮するための拠点となる施設を目指す。

2つ目といたしまして、蘇我球技場は集客スポーツ施設としてトップスポーツの誘致や大規模イベントの開催など地域活性化に寄与することが期待される。

3番といたしまして、千葉県蘇我スポーツ公園全体が防災拠点として位置づけられていることから、災害時の防災拠点となる施設を目指す。

以上がビジョンでございます。

それを受けてミッションでございます。4点でございます。

1点目が、市民の競技スポーツ育成・発表の場としてスポーツの振興、競技力の向上、または市民交流の拠点施設として市民総体や全市規模の大会の誘致開催を目指すとともに市民のスポーツ利用の場を提供すること。

2つ目といたしまして、蘇我球技場を中心にトップスポーツの拠点施設としてホームゲームやホームタウンの推進に寄与することということで、これは正誤表にございますが、2つ目でございます、2番の最初のところに修正を加えて、「蘇我球技場を中心に」ということを入れております。

3番目といたしまして、市民のスポーツ・レクリエーション振興のため、また、地域のコミュニティの場として市や区の催しや大規模なイベント等の開催場所を提供すること。

4番目といたしまして、非常時には広域防災拠点としてその機能を発揮できるよう管理を実施するとともに、協力体制を構築することというのがミッションでございます。

その下、(2)の特徴でございます。ここも少し修正をしておりますので、新旧対照表を見てくださいと思います。新旧対照表の真ん中辺に書いてあります(2)の特徴です。

千葉県蘇我スポーツ公園は蘇我副都心の主要な施設であり、公園内にはプロ興行が開催されるスタジアムである蘇我球技場を初め、サッカー、野球、テニスなどが楽しめるスポーツ施設があり、「見るスポーツ」と「するスポーツ」を通してスポーツ文化向上や市民のスポーツ振興に寄与している。現在も市民のさまざまなスポーツニーズに対応する施設を目指し整備が進められている。

本施設では地域コミュニティの場としてもイベント会場に使われており、近年は音楽フェス等も開催され、多くの市民に親しまれる公園となっている。さらに、陸、海、空からのアクセスが可能な立地を生かし、広域的な防災拠点としての機能を備えているということが特徴でございます。

次のページに移りまして、施設の概要でございます。施設の概要についても追加をしておりますので、新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。新旧対照表の1ページ目の一番下の部分です。

(3)施設の概要です。施設名称、千葉県蘇我スポーツ公園、所在地、千葉市中央区川崎町地内、開設が平成17年3月31日、面積が36万3,240平米ということで、これは令和元年8月1日現在でございます。

裏をめくっていただいて、令和2年4月1日、今度の4月ですけれども、管理区域に上記面積にさらに1万2,700平米が追加されます。

有料公園施設については、後ほど管理運営の基準において説明をしたいと思っております。

それでは、本編のほうに戻っていただきまして、4ページの上のほう、(4)です。指定管理者制度導入に関する市の考え方ということで、成果指標と数値目標を設定しております。

成果指標につきましては、これもすみません、新旧対照表をごらんになっていただきたいと

思います。修正をいたしましたので、そちらのほうで説明をさせていただきます。成果指標は変わらず、①、利用者数（スポーツ施設）、②施設稼働率でございます。

数値目標といたしましては、①の利用者数（スポーツ施設）について、蘇我球技場が34万5,000人以上、（2）として、蘇我球技場以外で42万人以上という目標を設定しております。

施設稼働率につきましては、（1）として蘇我球技場が36.3%以上、多目的広場が65%以上、庭球場については68.5%以上、第1多目的グラウンドについては65%以上、第2多目的グラウンドについては32%以上、円形野球場については52.9%以上ということで、過去の実績等を勘案して目標値を設定いたしました。

続きまして、本編のほうに戻っていただいて、指定管理者が行う業務の範囲でございます。

これも前回の募集のときと比較してふえたものがございまして、それが維持管理業務の（コ）園地管理業務、これは有料施設以外の一般園地も今回管理に入れますので、その分が追加されております。

続きまして、6ページに移っていただきたいと思っております。ここは市の施策との関係の中の（7）災害時の対応でございます。

本施設は千葉市地域防災計画において市広域防災拠点に、千葉市災害時受援計画においては蘇我球技場等が集積場所に指定されております。ですので、災害対応設備は災害時にその機能が発揮できるよう常に適切に維持を行うものとしします。なお、大規模災害時には関係機関の指示に従っていただきます。また、募集要項等に定めていない事項についても市の指示に従っていただきますということで明記しております。

続きまして、追加されたところですが、7ページの（11）番をごらんください。

先ほど図面上で若干触れましたけれども、千葉市蘇我スポーツ公園整備によって新規施設が追加されます。その件でございます。本施設は現在も整備が進められており、令和3年度末に完成予定です。有料公園施設としては令和3年度に第3多目的グラウンド、これはパークゴルフ、ターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフなどができるグラウンドですが、それと第4駐車場が完成し、令和4年度にはスケートパークの供用が予定されているということを明記しております。

それから、あとスポーツ施設の工事予定がございまして、それも記載しております。それが（12）になります。

アとして、1つ目として、多目的広場の人工芝張りかえ工事、それから、円形野球場の夜間照明設置工事、日よけ設置工事等を予定しております。後ほど詳細を説明いたします。

（13）番、その他でございます。おおむね1年に1回、市が指定管理者に対して研修や説明会を実施します。指定管理者は研修会や説明会に出席するものとししますということを明記しております。

続きまして、追加、変更になった点におきましては、9の経理に関する事項でございます。そこまではほぼ前回と同様の内容でございます。

15ページ、9の経理に関する事項で、15ページの指定管理料の基準額についてでございます。上から7行目ぐらいですね。指定期間全体の指定管理料の基準額は、5年間ですが、12億536万円ということです。

続きまして、16ページ、留意事項、一番下の段になります。先ほどスポーツ施設の工事を予定しているということだったんですが、その内容です。

まず1番、日よけの設置ということで、指定期間中に日よけの設置を予定しております。1カ月程度工事を行いますので、その間、有料施設が休止する可能性があるということを明記し

ております。

それから、イとして、千葉市蘇我スポーツ公園多目的広場の人工芝ということで、これは多目的広場の人工芝を張りかえをする予定が、来年度張りかえをする予定がございますので、その内容を記載しております。

それから、ウとして、蘇我スポーツ公園円形野球場の夜間照明設備ということで、この夜間照明設備を設置することが検討を今されているところですので、もし、そのような工事になった場合には協議をすることがございますということを記載しております。

それから、あとは、10の選定基準でございます。これは後ほど別途またご説明いたしますので、ここでは割愛をさせていただきます。

最後にリスク分担の表がございます。一番最後、20ページですね。ここで蘇我で特有な問題では、ジェフユナイテッド市原・千葉がプロサッカーチームとして蘇我球技場を利用しているんですけれども、J1やJ3に昇格、降格する場合がありますので、その点は別途協議をするということを記載しております。

以上で募集要項の説明を終わりといたします。

続きまして、6-2の「指定管理者管理運営の基準」の説明に移りたいと思います。これにつきましても重なる部分等ありますので、そこは割愛させていただきます。

まずは、1ページ、2ページについては募集要項にも書いてある内容です。2ページについてはビジョン、ミッションなど、あと成果目標等、同じ内容を書いております。

それから、4ページにいきまして、一番下の段のところのケ、施設の命名権の協力、これについては、前回、今の指定管理者に対しても命名権に協力していただいているんですけれども、内容を記載しております。フクダ電子株式会社さん、期間は令和3年3月31日までということで現在のところ契約をしております。

それから、6ページですね、施設の概要を説明したいと思います。

公園の全体については先ほど説明をしたのですが、各施設、追加、変更等のあった部分をピックアップして説明したいと思います。

蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）、続いて、（2）のフクダ電子スクエアについては特に変更等ございません。

8ページに移りまして、フクダ電子ヒルスコート、これにつきましては、一番表の下、留意事項のさらに一番下にフェンス外の受水槽というのがございますが、本施設のトイレ用再生水のための受水槽について整備が行われましたので、管理対象の範囲となります。

それから、（4）の第1多目的グラウンド（フクダ電子フィールド）ですが、ここは当初土の舗装だったんですが、人工芝、さらに夜間照明を整備いたしましたので、その点が修正、変更となっております。

それと、そのフィールドについてはJリーグ開催時等、車両がたくさん来るときには臨時駐車場として使用する予定であったんですが、人工芝等を整備した都合上、そのような使用は今後想定をしないということにいたしました。

それから、（5）、9ページでございます。フクダ電子グラウンドです。ここは第2多目的グラウンド南、北というふうになっていたんですけれども、それを統合しております。あと、外野について、天然芝舗装を行いまして、今までは土系だったのが芝舗装ということになっております。

それから、次のページ、10ページの（6）千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場、フクダ電子スタジアムですが、これが8月1日にオープンしたばかりの施設で今回新たに加わることにな

ります。

それから、11ページ、駐車場、第1、第2、第3駐車場ですが、これが今までは管理許可になっておるんですが、今回から指定管理の施設となります。

それから、続いて、第3の施設運営業務ですね。12ページの中の、13ページの上から2行目、3、供用時間及び供用日でございます。

これにつきましては、有料公園施設の供用日、供用時間を書いてございます。一覧表になっております。蘇我球技場等は変更ないのですが、フクダ電子フィールドが夜間照明がついた関係上夜9時までになりました。それから、フクダ電子スタジアムが追加になりました。それから、あと、駐車場が午前8時半から午後9時30分というのを基本ということで追加になっております。

それから、続きまして、利用料金制度導入に当たっての留意点、失礼しました、ここは特に変更等ありません。

その利用料金制度導入のところなんですけれども、条例で4月1日より消費税が加わったり、あとは、見直しが必要なので料金が一部改定になったところがございます。それが4月1日より適用されるということになります。

それから、あとは17ページですね。施設の利用受付業務ということで、各施設の利用の受付は一般利用とか優先利用の受け付けを行うんですが、そのシステムは特に変更はございません。そのかわり、駐車場の利用について、大規模な催しがある場合は優先受け付けも行うということが追加されております。

それから、20ページの災害時の対応。先ほど触れさせていただきましたが、20ページの15、災害時の対応につきまして、公園の中の各施設はそれぞれ防災機能を持っておりますので、その内容がここに記載されております。

それから、16番の喫煙場所ですね。令和元年7月1日より健康増進法の一部が改正されたり、千葉市も受動喫煙の防止に関する条例が定められたことから、利用者の健康に配慮し、積極的に受動喫煙防止の対策を講じることということで明記をいたしました。

それから、第4の施設維持管理業務、23ページに移ります。

施設の維持管理業務の中で特に今回追加になるのが園地部分の管理業務でございます。2の業務の対象範囲の中の(10)番、公園園地管理業務、これが追加になっております。その他は特に変更ございません。

フィールドの維持管理業務。細かく各業務についてご説明いたしますと、28ページのフィールドの維持管理業務の中で現状に合わせて回数等を変更しております。

それから、円形野球場が、先ほど言った、新しく8月1日にオープンしたのですが、33ページ、キに管理内容を追加しております。

先ほど、今回新たに園地が加わったということで39ページの下の方、13、公園園地管理業務、これが全て追加になっております。芝刈りや草刈り、その他の日常の清掃等の内容を追加いたしております。

45ページに移っていただきたいと思います。

第6、その他の重要事項ということで光熱費等があります。今までは有料施設部分のみ指定管理者で、園地は市が直接管理していたものですから、光熱水費はその利用量で案分をしていたんですが、今回からは指定管理者が全額支払うということになります。

それから、指定管理委託料ということで、先ほどご説明いたしました、51ページでございます。5年間の指定管理の上限額、委託料の上限額をここにも記載しております。単純に年で割

ると1年間2億4,000万円程度となります。

以上で管理運営の基準の追加、変更になった主な場所、主な項目等を説明いたしました。

続きまして、6-3は様式集でございます。

大きく違うのは、指定管理者の指定申請書ということで2つの条例がこの公園にはかかわってくるので申請書が2部、頭書きの部分2部必要になってしまうと、それぞれ条例ごとに提出していただくということになるのが少し注意点かなというところで、中身については後ほど選定基準とあわせてご説明したいと思っております。6-3が一連の様式集でございます。

6-4でございます。これは基本協定書の案でございます。基本的に今結んでいる協定書と同様の項目となっております。

それでは、最後、選定基準について説明したいと思えます。

選定基準は別冊配付資料でお手元にあるかと思うんですが、ここにつづってあるのから多少修正等がありましたので1冊用意させていただきました。その中で変更になった部分、特に蘇我スポーツ公園特有の部分についてのみ抜粋して説明をさせていただきたいと思えます。

4ページ、提案内容審査、これは審査項目改定の一覧表になっていると思うんですが、この中で蘇我にかかわる特殊な部分については、2の施設管理を安定して行う能力を有することの中の(7)、施設の保守管理の考え方、これについて、様式もあわせて見ていただければと思うんですけども、様式は6-3の30ページになります。

30ページの項目の下に、本施設の建築物の保守管理に関する点検方法、予防保全策、修繕の考え方を記述してくださいということで、提案をしていただきます。

それと次、隣の(8)です。様式では隣ですね。一覧表では下になりますが、施設の保守管理の考え方のフィールド維持管理計画でございます。これについては、スポーツ施設のグラウンド(人工芝、天然芝、土系舗装)や芝生観覧スペース等の保守管理に関する内容と方法(頻度等)、農薬散布に関する考え方を記述していただこうと思っております。

様式は次のページに移りまして、(9)番、施設の保守管理の考え方の植栽、公園園地管理計画でございます。これは一般園地の管理について書いていただこうと思っております。本施設の植栽や公園園地の保守管理について、管理水準、内容、方法、頻度等、点検、農薬散布に関する考え方を記述していただきたいと思っております。

それから、一覧表のほうは、選定基準のほうの4ページから今度5ページに移っていただければと思うんですが、こちらの一番上のところ、これは、その他市長が定める基準で、(6)大規模な災害への対応ということで、様式集は50ページですね。大規模な災害時の対応について書いていただきたいと思えます。これは基本的に、一般的にほかの提案の中にもあるのですが、ここは特に防災公園ですので、しっかり書いていただきたいというふうに思っております。

それから、(7)プロスポーツ・競技団体との連携、トップレベルの競技大会の開催ということで、本施設におけるプロスポーツ・競技団体との連携やトップレベルの競技大会の開催計画について、考え方や具体的な内容を記載していただきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ、下段に、その中の様式の真ん中に書いてありますが、提案したプロスポーツ・競技団体との連携やトップレベルの競技大会の開催により期待される効果などについて、記載をお願いしたいと思っております。

配点をちょっとお話ししていませんでしたけれども、この特別提案は、今のところその点について10点でございます。

それから、公園全体を利用した大規模な催しについての考え方、これも配点は10点でございます。公園全体を利用した大規模な催しに期待される効果、地域活性化、施設利用の促進等

基本的な考え方や具体的な内容を記述していただきたいと思っております。

それから、(9)番、今後追加される施設の管理についての考え方ということで、ここは今後の部分ですので配点は少し低く5点ということにしております。今後公園内で供用を予定している施設、第3多目的グラウンド、パークゴルフなどか駐車場、それから、令和3年にはスケートパーク等ができますので、その具体的な計画があれば記載していただきたいと思えます。

それから、特別提案ということで、これは配点10ということで、市民サービスの提供が期待できる提案がある場合は記載くださいというところでございます。

あとは、蘇我スポーツ公園の特殊なところについては7ページになります。選定基準の7ページをごらんください。

2番の施設の管理を安定して行う能力を有することということで、同種の施設の管理実績でございます、ここに条件を幾つか設定をしまして得点を配点しています。まずは、9,000人以上の常設観覧席を備えたスタジアムを含む複数の有料スポーツ施設のある20ヘクタール以上の公園等の管理実績、それが15年以内に通算3年以上の実績がある場合は5点でございます。

イとしましては、複数の有料スポーツ施設のある20ヘクタール以上の公園等の管理実績、これも同じ15年以内に通算3年以上の実績がある場合、これは3点です。

ウは、複数の有料スポーツ施設のある公園等の管理実績でございます。これも15年以内に通算3年以上の実績がある場合は1点と、エとして、管理実績がない場合は0点ということに設定をいたしました。管理というのは業務委託ではなく、指定管理者やPFIなどのような包括的な委託管理ということでございます。

それから、配点と得点については、基本的に配点は5点、それから、採点の得点の基準というのは5段階評価ということになっておりますが、それ以外に特殊な場合についてご説明をいたしますと、管理経費のところについては10ページでございます。

施設の管理に要する経費を縮減するものであること。収入支出見積もりの妥当性なんですけれども、配点5なんです、ここは通常5段階評価で5点、4点、3点、1点、0点となるんですが、Dのところは1点ではなくて、これは2点というふうにしております。

それから、あとは、一番大きなところとしては、公園の全体的な大規模な催しについての考え方ということで16ページなんですけれども、ここも10点、8点、4点、2点ということで、4のところは本当は6点になる。基本的には6点にはなるんですが、ここは差をつけるために4点として設定をしております。

説明は以上になります。

○竹本公園緑地部長 部会長、すみません。追加での修正をお願いしたいんですが、資料6-1、17ページをお願いいたします。

上のほうにウとしまして、千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場の夜間照明設備についてとあるんですが、その説明の中で、「令和2年3月末で千葉公園野球場が廃止されることに伴い」とあるんですが、この廃止につきましては議決事項でございまして、この募集要項で公表する段階ではまだ決定していないような状況であります。

また、この内容、議案を出したいという意思表示につきましても8月下旬以降になろうかと思いますので、この部分につきましては削除させていただきまして、単に円形野球場では指定管理期間中に夜間照明の設置工事を予定していると、このような表現に改めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○部会長 ご説明、ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた内容について委員の皆様からご質問、ご意見などをお願いしたいと思います。

まずは、6-1の指定管理者募集要項について質問、意見などお願いします。順次、運営の基準、それから様式と選定基準というところにいこうかと思えます。もちろん、質問の内容で後のほうに関連してしまうということであればその時点で構いませんけれども、そのような流れでお願いしたいと思います。

まず、6-1の指定管理者募集要項についてのところで何かご質問、ご意見などございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 成果指標と数値目標のところを確認したいことがあります。稼働率等の数字は過去の実績等に基づいて設定されたということでしたが、円形野球場の52.9%というはどこから出てきたのでしょうか。

○木津公園管理課長 そうですね、料金を設定したときに、同等レベルの市内の野球場の過去の3年間の平均稼働率というのを使っていたので、それを使わせてもらったということです。

○委員 市内の野球場ですか。

○木津公園管理課長 はい、同等レベルのですね。

○委員 はい、わかりました。

稼働率というのは日数で計算するんですか。時間ではなくて。

○木津公園管理課長 時間ですね。貸し出しが大体2時間とかなので、時間数でやっています。日数でやっているのは、蘇我球技場については日数になります。

○委員 蘇我球技場については日数、その他については……

○木津公園管理課長 時間でやっています。

○委員 利用可能時間を分母にするのですね。

○木津公園管理課長 利用可能時間の利用、そうですね。利用時間を利用可能時間で割っている。

○委員 わかりました。

その蘇我球技場のところに米印で補足説明がついています。利用可能日数が220日で年間利用日数が80日となっていますが、80日程度が実質的には利用可能日数であったということですか。

○木津公園管理課長 そうですね、はい。一応、あそこは天然芝でJリーグのプロの試合ができるように、余り使うと芝の状態が悪くなるので、80日程度ということで利用を少し制限をしているところもあるので、そういうこと、それが利用の分母になっちゃうということです。

○委員 そうですか。それでは、実質的には……

○木津公園管理課長 分母じゃない、すみません、利用の上限になる。この程度ですから、80日ぴったりではないんですけども。

○委員 大体80日ぐらいのことですね。

○木津公園管理課長 ぐらい以上使うと、だんだん芝の状態が悪くなると。

○委員 それでは、実質的には稼働率は100%ということですね。

○木津公園管理課長 それは利用可能率が、そういうことになりますね。可能なのは220日あるんですけども、実際使うのは……

○委員 220日使うのは実際は可能ではないということですね。

○木津公園管理課長 そうなんです、はい。養生とかもしないと、貸せるんだけども養生しないと芝の状態が悪くなってしまうというところですよ。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○部会長 今の点に関連した質問があればということで、ちょっと私からも。その365日のうち利用可能日数が220日。残りの145日というのはどうなっているんですか。

はい、お願いします。

○公園管理課職員 フィールドの年間利用可能日数の算出方法なんですけれども、蘇我球技場の場合は年末年始と毎週月曜日というのが休業日になっています。それで大体年間約57日ぐらいになります。それ以外に、芝養生期間というのが大体年間で88日から90日ぐらいというのがありますので、例年フィールドの年間利用可能日数というのは大体220日という計算になっております。

○部会長 そこからさらに140日程度は使えない日ということになるんですか。

○公園管理課職員 はい、そうですね。資料6-2の27ページのところをご覧くださいなんですけれども、フィールド等維持管理業務の(3)のところなんですけど、ここに蘇我球技場の場合はJリーグの公式戦等の利用等含めて80日程度ということで条件が加えられております。ですので、220日間利用は可能なんですけれども、実際のところは、やはり80日程度で、程度というのはその年の芝の状況、成育状況等を考慮した上で上下するというようなことなので、あくまで程度という目安にはなっていますが、例えば100日使いたいという場合があったときに、やはり考慮すべきは芝の状態で、Jリーグが開催可能かどうか、それにダメージがどれだけ影響するかなりますので、やはり余り大きく外れた数値というのは、貸し出しができないというふうに考えております。

○部会長 そうすると、その稼働率の分母として220日ではなくて、もともと80日程度と制限されているのであれば、そちらを分母にしたほうが適切ではないかという気もするのですが、それはいかがですかね。委員の皆様もご意見あれば、どうぞ。

○委員 私も部会長さんと同じように考えまして、さきほど質問いたしました。

○竹本公園緑地部長 ちょっとその220日のお話なんですけれども、実際にその220日の中でどう80日を割り当てるかというのは、Jリーグの試合ですとか、その申し込みの状況によって決まってくるような形で今あります。

そういった中で、例えば、連続しての80日、こういうのは基本的にあり得ませんので、やはり、使ったら休ませる、使ったら休ませるというのが基本になりますので、その220日の中でバランスをとって80日活用してもらいたいということで、当初はそういう考えのもとに今みたいな稼働率の計算をしているところでございます。現状がこういうことの説明です。

○部会長 あと、この数値目標に関連してというところで、蘇我球技場34万5,000人以上とありますが、これは観客の数、それともプレーヤーの数、両方合わせたもの。

○木津公園管理課長 両方合わせたものです。プレーヤーと観客と。

○部会長 余りにもそのプレーヤーの数が少なくて、観客のほうが圧倒的に多いですね。そこは分けて考えたほうがいいのかなという気がするのですが、でも、Jリーグで観客がたくさん入れればそれだけでこの目標は達成してしまうけれども、実際に市民がプレーヤーとして使ったのは少なかったとなったらこの競技場の性質としたらどうかなということになるでしょうし、という気が今しました。

実際に今までの観客の数と、それから、プレーヤーとして市民が使った数というのは統計はあるわけですよ。

○木津公園管理課長 それは、はい。

○公園管理課職員 補足をします。この約34万5,000人の中にはフィールドの利用者と諸室の利用者と双方が入っております。完全にJリーグとそれ以外というような区分けをすることが、ちょっと諸室のほうですと事前準備とかで入ってしまっているのと、あと、どこまでを一般利用とすべきかの問題があります。

例えば、県の高校サッカーですとか、県大会ですとか中学の大会といったようなものでも使われております。そのときの観客数というのも実はカウントされてしまっているんですね。それを、そのピッチでプレーしている子供たちの数と、観客としてスタンドを使っている数を分けてカウントできるのかというような問題もあるので、どうしてもきれいに分けることができない部分というのがあります。ですので、ちょっとまとめてというような利用人数という出し方をあえていたしました。

○委員 ちょっと関連してですけれども、この利用者数はどうやってはかっていらっしゃるんですか。

○公園管理課職員 どうしてもJリーグによる上下がある程度ありますので、今期の平成27年から30年の実績値、これから平均値をとって数値としています。

○委員 実際の観客数ではなくということですか。

○公園管理課職員 この27年から30年の実際の利用者数、要は観客数含めた利用者数の平均値をもとにして算出しています。

○委員 34万5,000というようなことですか。

○公園管理課職員 そうです。

○委員 今後その指定管理者がこの目標達成に向けてどうカウントしていくのかなという話は、設定の意図はわかったんですけれども、例えば、じゃ、音楽フェスをやったときにどういうふうにその人数カウントしているのかとか、例えば申し込みをした野球チームが9人对9人、もうちょっといるにしても20人ぐらいのプレーヤーがいたとして、親が何人いるかわからないんですけれども、そういうのは今は把握されているんですか。

○公園管理課職員 申し込みするときに、利用者というのを申請のときにいただいているんですね。基本的にはその人数で全てカウントしております。

○委員 なるほど。そうすると、逆に、遊具とかあるじゃないですか。ああいう遊具で遊んでいる人とかはカウントされないんですか。

○公園管理課職員 されないですね。

○委員 ジャムとかはどうなんですか。音楽イベントなんかどうなんですか。

○公園管理課職員 基本的には施設利用のところで、施設ごとの利用者というので実際の利用を申請していただいているので、それを載せている状況ですね。

○委員 それは主催者側が、例えば3万人来ますよとか。

○公園管理課職員 主催者側が1日3万人ですよと言ったときに、各施設で割って案分した数を載せています。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 今現状からいうと、その区分が難しいということだったんですけれども、後々内容とかも、利用者アンケートとかもあると思うんですけれども、何かざっくり、これは見に来た人なのか、しに来た人なのか、わからないまま満足度とか聞いているような印象がこれまでもあったので、目標設定の数値目標のところから、やっぱり使う人と見る人と数値目標を立てることによって中身も、どちらに対してもきちんと評価をしてくださいということになるのかなと

いうふうに思いますので、もうちょっと区分していただいたほうがいいかなというふうには意見として思います。

○部会長 そうすると、この指定管理者募集要項の中で、この対象施設のビジョンとかミッションも、2つにやっぱり分かれて書かれていますよね。市民に対するものというところと、それから、集客スポーツ施設としてトップスポーツの拠点施設だとか。そうすると、それぞれの目標ごとでの数値目標というのがあったほうがわかりやすいのかなと思うので、先ほどお話に出たところでは、Jリーグはもう観客という数え方でいいんでしょうけれども、Jリーグとしてプロとしての利用だと。高校とか中学のものは、それは市民のレベルでの利用だから、また別の数字で考えるんだというようなこともできるのかなとは思いますが。

あと、それを今からここの数字でどう入れるかとなると、なかなか時間的なものがあるかとは思いますが。

○木津公園管理課長 目標を設定するために過去のデータを整理していくのがすごく、できないことはないんですけども、結構作業量は物すごく多くなるのかというところも懸念しているところです。

○委員 これは今、蘇我球技場以外42万となっていますけれども、これは積み上げて42万なんですか。要は、フィールドはこう、スクエアはこうと。

○木津公園管理課長 そうですね、各スポーツ施設があるので、それごとに利用者数を積み上げています。

○委員 何かそれを分けるのは嫌ですか。要はフィールドの目標はこう、スクエアはこうという感じで。

○木津公園管理課長 施設ごとのですか。

○委員 はい。何か随分ごちゃっとしているなという印象があるんですね。

○木津公園管理課長 そうすると、目標値がそれぞれの施設だから6個ぐらいかなということ。

○委員 はい。稼働率がこうやって分かれているのに利用者数は、2個に分解はされているみたいですけども、ふだん、それ以外42万というの、ちょっと何かすごくわかりづらいと感じます。

○公園管理課職員 当初は分けようかという検討もしたんですが、先ほども話にあった音楽フェスなんかの扱いがちょっと難しくなるかなと思って。

○委員 いろんなのを使うからということ。

○公園管理課職員 そうですね、全ての施設を使っていくので、そこら辺を適正に各施設で判断ができるかというところがあったので、まとめてしまったというところがあります。

○部会長 今考えられるのは音楽フェスぐらいですね、大規模なというのは。

○公園管理課職員 そうですね。

○部会長 それだと幾らぐらい、それ以外でとかにしちゃうとかというのものもあるのかもしれないですね。

あと、この稼働率の小数点以下とかって要るんですかね。最初の目標の段階で。

○木津公園管理課長 そうですね。まとめたり、切り捨てたりするほうが整理としてはいいのかもわかりません。そこは、じゃ……

○公園管理課職員 検討します。

○木津公園管理課長 はい、整理させてもらいます。

○委員 これは、実際この募集要項で募集していくと思うんですけども、現状の数字というのはオープンにしているんですか。

- 公園管理課職員 はい、現状の数値は市政情報室等でオープン化しております。
- 委員 これをぱっと見ると、第2多目的は32%で第1は65%で、倍ぐらい違ったりとか、普通に見ると何か随分違う目標だなと思うんですけども、これは現状のベースを使っているからこうなっているという感じですか。
- 木津公園管理課長 施設内容を見ていただければ、第1は人工芝だとか、こっちは土の野球場だとかというとなかなか、夜間照明がある、ないでも随分違いますし。
- 委員 じゃ、応募したい人はそういうのもちゃんと見て。
- 木津公園管理課長 そうですね、施設概要はこの中につけることは知っておりますので、それを見て利用率とか考えて提案していただくというところになると思います。
- 委員 なるほど、はい。
- 部会長 では、6-1については一旦これぐらいでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)
- 部会長 では、6-2の指定管理者管理運営の基準についての質問、ご意見などあれば順次お願いいたします。
- 委員 11ページの(7)にあります駐車場の件ですが、これは料金はどういう金額でしょうか。
- 木津公園管理課長 料金ですか。時間100円で、最大700円です。
- 公園管理課職員 さらに補足いたしますと、普通自動車が1時間100円で1日最大700円で、大型自動車が1日2,000円。
- 委員 大型って、バスとかですか。
- 公園管理課職員 そうです、マイクロバスですとか観光バスとかですね。
- 木津公園管理課長 2,800円です。
- 公園管理課職員 失礼しました、2,800円です。それとは別に設定しているものとして、大規模な催しについては、この額の5倍を上限とするという文言を追加しております。
- 委員 5倍。
- 公園管理課職員 5倍。なぜ、この5倍というものを設定したかといいますと、現状、今、Jリーグですとか天皇杯、高校サッカー等、フクダ電子アリーナでやるような大きな大会、催し、イベント事だとか、あとはジャパンジャムなんかで使っているときに通常の1時間100円、今、上限1,000円なんですけれども、それよりも高い値段での設定をしていることがあるんですね。それらを吸収するために今回、条例改正の際に5倍というような上限額を設けました。  
実際には現状の大規模な催しの値段を資料として提供して検討していただくという形になります。
- 委員 ごめんなさい、5倍の意味がよくわからないんですけども、具体的に。
- 公園管理課職員 具体的には、例えば、上限700円、一般車、普通車両が上限700円けれどもイベントのときは掛ける5倍の3,500円を上限で、値段をそれ以内で設定できるというような。
- 委員 それは指定管理者が自由に。
- 公園管理課職員 指定管理者が、はい、協議で。
- 委員 例えば、4倍にして最大2,800円だよとかいう。
- 公園管理課職員 そうですね。
- 木津公園管理課長 その範囲内という形です。
- 公園管理課職員 はい、市と協議の上で決めることができる。

- 委員 それは大型も一緒ですか。
- 木津公園管理課長 そうです。
- 公園管理課職員 一緒です。
- 委員 何でこれは料金を聞いたかという、今までこれは市が管理されていたんでしたっけ。
- 木津公園管理課長 管理許可で、今、指定管理に。
- 委員 公園事務所ですか。
- 木津公園管理課長 いえ、指定管理者。
- 委員 指定管理者なんですか。じゃ、今までこの駐車場収入は指定管理者に入っている。
- 木津公園管理課長 そうですね、はい。
- 委員 了解しました。
- 部会長 では、私から。21ページの喫煙場所というところですけども、この建物の中は全部禁煙ですということで、建物以外の公園の中一般の場所についてはどうなのでしょう。
- 木津公園管理課長 それについては定められた場所と、絶対吸っちゃだめだということではないので、大規模な集客施設のある公園についてはちゃんと分煙をして、することによって吸うことは可能というところがございます。
- 公園管理課職員 補足いたしますと、現在、各事務所があります。フクダ電子アリーナ、フクダ電子スクエア、フクダ電子ヒルスコートに、それぞれ事務所棟があります。その事務所棟の横に、それぞれ喫煙場所が設置されております。
- 部会長 それ以外のグラウンドの脇とか通路とかで吸うことは可能なのでしょうか。
- 公園管理課職員 原則としてはだめですが、大規模な大会があつて、主催者のほうから要望があつた場合だけ、分煙に配慮した上で特別に喫煙場所を設置することはあります。
- 部会長 そうすると、今の趣旨というのはどこかを見れば書いてあることにはなるのでしょうか、それとも条例に書いてあるよということで済ませてしまっている感じなんですかね。
- 木津公園管理課長 そうですね。
- 部会長 今のご説明だと、野球やりに行った人、サッカーやりに行った人、基本的にはこの公園の中は禁煙ですと、その喫煙場所として定められているところ以外では吸っちゃいけませんよということになるわけですね。
- 木津公園管理課長 はい。
- 部会長 そのことがすぐわかるのかなと。
- 木津公園管理課長 すみません、ここの募集要項や基準の中では、それは明確には書いていません。ただ、大規模な集客施設とか大きな公園についてはこういう方向にしましょうということは整理をしているところですので、それについては別途指導していこうというふうに思っております。
- 竹本公園緑地部長 千葉市全体の取り組みとしまして、路上ですとか公園は基本的にもう禁煙であるという前提に立ってこれが整理されていますので。
- 部会長 きんのうの昭和の森のところも同じなんですね。
- 木津公園管理課長 基本的には同じ表示とか、記述を採用するということです。
- 部会長 あの園内は、基本はもう禁煙ですという。
- 木津公園管理課長 はい、そうです。
- 部会長 すみません、ちょっと離れて質問しました。
- はい、どうぞ。
- 委員 同じページ、21ページの(2) 飲食・物販事業で、きのう公園部会でも言ったんです

けれども、所定の使用料というのがわからないかなという気がしますので。

○木津公園管理課長 そうですね、きのうご意見いただいたことで、わかりました。

○委員 こちらも同様にご対応いただければと思います。

○木津公園管理課長 はい。

○委員 ちなみに、蘇我スポーツ公園では飲食関係の、いわゆる売店的なのはフクダ電子アリーナ以外にはあるんですか。

○木津公園管理課長 そこには特には、ほかにはありません。フクダ電子アリーナの中と外側にレストランがあるということです。

○委員 でも、逆に言うと、新しい指定管理者はそれを設けてもいいということ。

○木津公園管理課長 設置許可で設けることは可能です。

○委員 所定の使用料を払うと。

○木津公園管理課長 そうです、はい。

○委員 平米幾らとか、そういう。

○木津公園管理課長 はい。

○委員 個人的に食べる場所は少ないと思うんですよ。何かあったらすごく、結局いろんな人が来て、お弁当持ってくる人が一部いると思うんですけども、何かその消費という部分を取り込んだほうがより魅力的な公園にもなると思いますし、例えば、おにぎりセットでも何でも買ってみんなで芝生で食べてもいいと思うんですけども、特別提案になるのかもしれないですし、自主事業の提案かもしれませんが。

○木津公園管理課長 そういうのが得意な事業者さんが来ていただければ、ぜひやっていただきたいと思うんですが、周りがもう、何か商業施設がたくさんあるのでかなり競争が厳しい。

○委員 そういうことですね。

○木津公園管理課長 だから、特徴を持たないとなかなか難しいのかなという感じはしております。

○部会長 48ページの施設命名権、ネーミングライツへの協力に関連してですが、令和3年3月31日までとされています。この後どうなるかということは、ある程度見通しはあるんでしょうか。

○公園管理課職員 現状、フクダ電子さんのほうからはこの後も長くおつき合いをというように、口頭でのお話ですけども、結構前向きな話はいただいております。

○部会長 市としても命名権、そのまま続ける意向だということでしょうかね。

○木津公園管理課長 はい、ぜひ続けていただきたいと思っています。

○委員 今と同じページの、48ページ、留意事項の中に日よけ、多目的広場の人工芝、夜間照明ということで、これは千葉市のほうでやられるということですよ。

○公園管理課職員 はい。

○委員 施設の充実という点でよいと思ひまして、これはちょっとお願いでもないですが、この間、施設見たときにシャワー室が少ないという話を聞いて、今回、円形野球場が供用開始になってますますそこが混み合うという話もあったようなので、多分それって意外と利用者の満足度の中に大きいかなと思ひていますので、こういう形でいろんなことやられているのでお金の部分もあると思うんですが、今後の検討課題に入れていただけると助かります。

多分、暑い時期にスポーツしてシャワー浴びたいと普通誰しもが思うので、それが混み合っていたり、少なかったりというのは、幾ら施設がよくても意外とそういうソフトのところでの満足度の低下に直結する可能性があるんで、ぜひそこは、違う場所にもう一個建てるのか、増設

するのかよくわかりませんが、結構広いんで、何か少し違うエリアにつくるとかというのもあるかなと思いますので、検討課題にさせていただければと思います。

○部会長 今回の留意事項のところの1で、日よけの設置とあります。これに関連するところなんですけれども、指定管理者が日よけのためにもなるようにということで植樹をするというようなことを申し出た場合は可能なんでしょうか。これまでは施設そのものだけだったので園地の、ほかに木を植えるということはできなかつたんでしょうけれども、これからは特別提案ということでやりたいと言ったら可能になるのか、それとも、そこはやめてくださいということになるのか。

○木津公園管理課長 植樹ですか。植樹ですよ。

○部会長 ええ、木を植えて日陰をふやそうということを指定管理者がやろうとしたらどうなのか。

○木津公園管理課長 なかなか厳しい環境、植栽に、木にとってはなかなか厳しい環境であるんですけれども、そういうのをうまくクリアして植樹をしていただくのはいいのかなど。これまでもあの地、公園の中でトラック協会による植樹などいろいろ行われてきているので、そういった提案でやっていただくということは可能です。

○部会長 そういうことも考えていいですよとか、考えてくださいというようなのがどこから読み取れると特別提案として出てくるかなという気もするのですが。

○木津公園管理課長 なかなかそういうのを思いつかないというか、少しヒントがあったら。

○部会長 そうですね。

○委員 特別提案はどんなことを期待されていますか。

○木津公園管理課長 特別提案ですか。

○委員 はい。

○木津公園管理課長 ぱっとは思いつかないんですけれども、そういう施設とかの充実を図っていただくとか、あとは地域の連携の話はほかの提案のところともかぶってしまうので、何かその施設がもっと、確かにいろいろ課題、風が強いとかあったり、トイレが少ないのも、そういう施設をつくるのは、やっぱりそうですね、もうちょっと環境を改善してもらえればとか、そんな感じですが。

○部会長 すみません、先ほどの施設命名権のところなんですけれども、これだと期間として令和3年3月31日までで、その先どうなるかわからないという状況なので、その後もどこがやるかは別としても、また市としては命名権を採用する予定だというようなことがあったほうが、令和3年3月以降もこういう配慮が必要だよということがわかっていいのかなとは思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○木津公園管理課長 はい。

○部会長 フクダ電子でやるとか、そんなことはもちろん書かないわけなんですけれども、その後も命名権としてありますよと。

○竹本公園緑地部長 我々の意向としてと。

○部会長 そうですね。なので、これを過ぎたら自分の、指定管理者が名前つけられると思われたら困るなという、それだけのことなんですけれども。

○竹本公園緑地部長 わかりました、はい。

○部会長 6-2について大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

○部会長 では、この後、6-3の提提案書の様式とそれに伴う評価基準についてご質問、ご

意見ありましたらお願いいたします。

当日配付資料の指定管理区域図という、これなんですけれども、これは現時点ではまだ。

○木津公園管理課長 まだオープンにしていないものなので。

○部会長 公表されていないけれども、4月1日の時点、指定管理が始まる時点ではそこも組み込まれますよということでしょう。

○木津公園管理課長 はい。

○部会長 それが組み込まれると資料6-6の指定管理区域の青い線のとおりになりますと、こういうことですか。

○木津公園管理課長 はい。

○部会長 きのうの公園部会するときにも話に出たこと、話をしたことではあるんですが、ヒアリングの際はこの6-3に出てくる提案書、この様式に従ったものだけが現時点だと出てくるということで、そのほかの資料をその時点で出すことはできないし、用意することをしなくていいですよという記載になっているんですが、むしろヒアリングのときに我々が理解しやすい、わかりやすくなるのであれば、そういった資料を出してもらったほうがありがたいかなとも思うんですが、いかがでしょうか。

○公園管理課職員 これに関しては、市の指定管理の基準の中で提案の資料というものを提案書のみでやるというルールが決まっていますので、業務課とか推進課のほうに今後の方針としての提案は上げさせていただきたいと、ご意見があったということで報告はさせていただきたいと思いますが、ちょっと今回、それに関してその対応ができるかということ、今回に関しては難しいかなと考えております。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 6-5の4ページ、審査項目及び配点ですが、多分この4ページにある項目は、皆さん多分そつなく書いてくれるかなという気はするので、ここで何かできませんと余り書かないと思うんですね。と考えると、きのうの公園部会でもあったんですが、特別提案のところを少し比重を重くして、おもしろい提案があるねとか、結構我々が想定していない提案があったりしたときに加点できるような形だと審査側としてはおもしろいというか、ここをぜひやってもらいたいなんていう話にもなると思います。例えば、この特別提案を20点にするだとか、ついでに一番最初の1の1が5点って、一番基本的な考え方なんで、例えば、これを10点にして全部で200点にするとか。

○木津公園管理課長 そうですね、きのうもちょっと中途半端なところで、5点ふやして150点満点という、特別提案5点だったものですから、それ上げたということもありますので、そこは。

○委員 その項目だけではないんですが、何か185にするんだったら特別提案の比重をちょっと高めてもいいかな。提案ですけども、ご検討いただければ。

○木津公園管理課長 はい、そこは私たちも特にこれでなければだめだということはないので、ご審議いただければと思っております。

○部会長 今の点について、谷藤委員、何かご意見ありますか。特別提案、もうちょっと配点厚くしてもいいんじゃないかとか。

○委員 私はこういう自由度の高いところは比重が多いのはかなり賛成です。

○部会長 委員、いかがでしょうか。

○委員 私も特別提案のところは比重を高めて合計200点にしたほうがいいのではと思います。

○部会長 その特別提案を25点にして200点にするのか、特別提案を20点にして最初のところ

の管理運営の基本的な考え方を10点にして200点にするのかというところはあるかと思えますけれども、その辺はいかがですかね。

○委員 これは200点満点にしたからどうということも余り感じないんですけども、比重の問題ではあると思うんですけども、何となく一番最初のところは何かよほどじゃなければそつなく書くので、差はつけづらいなという気はしますので、そこまで配点が多くなくてもいいのかなというふうには思いますが、200満点が切りがいいということであれば、便乗して特別提案の幅を広げてもいいと思えます。ぐらい、そこは広げていいかなとは思えます。

○部会長 委員、いかがですか。

○委員 委員と一緒にです。ちょっと15点増しはやり過ぎかなと思って言わなかっただけで、個人的にはここを25点にして。私は特別提案、本当に、何か余りこの差がつかない気がしちゃって、特別提案以外は。何かそういうののほうが、ぐっと来る提案があれば高い点数上げられたほうが、裁量がこちらとしてはやりやすいかなというところですので、25でもいいかなと思えます。

○竹本公園緑地部長 ちょっと事務局のほうから。ここの特別提案の基本的な考え方なんですけれども、前をしっかりやっていただいた上でのプラスアルファという考えでおりますので、特別提案で前のがひっくり返されるというのは余り好ましくないかなということで設定はさせていただきます。

ただ、もうちょっとふやしてもいいかもしれないですね。

○委員 何かそれは、私たちは採点の仕方というか、ここだけがおもしろいのがあればいいというのではなくて、やっぱり、今おっしゃったように、通常やるところをきちんとした上でですよね、従前を上回るというのは。そこがあつて、もっとプラスしたいかどうかというところの具体的な提案がここに出ればプラスという、ちょっと項目、単独、独立しなきゃいけないのかもしれないんですけども、でも、前提は踏まえた上でということがあればいいのかなというふうには思うんですが、そこをどういう形でここに残すのかは、こっちか、ちょっと難しいなとは思いますが。

○部会長 ここの配点をふやした場合には、単純に今の18ページの表だと10点、8点、6点、2点というものは、これを、例えば20点にふやしたら20、16、12、4というふうに採点することになるんでしょうか。

○木津公園管理課長 5段階評価であればそうですけれども、さらにもうちょっと細分化する。なかなか、でも、その差が難しいところではあります。5段階評価であれば、この倍になるということになります。

○委員 管理経費の12点というのは、昭和の森だと20点で基礎点12とかだった気がするんですけども、何か違いってあるんですか。

○公園管理課職員 前回の配点等は踏襲したところがあります。

○委員 何か195というのも、何かこの点になるのか、ちょっと残念ですよ。

○部会長 昭和の森のほうが管理経費の占める割合が大きかったということになりますか。

○委員 そういふことですよ。これ20点だと、要するに。

○部会長 145分の、ふやして150分の20ですかね。

○公園管理課 管理経費に関しましては、200点満点とした場合、10点から40点の間で配点が可能なので、20点にすることはできます。

○委員 その場合、これ、今ある、12ページにある基準額を超えない場合に配点の12点を加算とか、ここの数値を変えていくということですね。

○木津公園管理課長 11ページですね。指定管理料。

○部会長 12ページの(2)の……

○木津公園管理課長 12ページ。私、違う資料を見ていました。古いやつを見て。

○委員 今、9点を加算となっているのが12点になったり、例えば掛ける……

○木津公園管理課長 そうですね、これが、はい、変わらないと、いませんね。

○公園管理課職員 そうですね、この修正は必要にはなりますが。

○木津公園管理課長 きのは12点加算。

○委員 でしたよね。ここを20点にするのはいかがですか。

○部会長 指定管理をする目的として管理経費を市として下げるんだというのもあるでしょうから、そうするとここを20点にするというのも理由はあるかなと。

そうしましたら、配点について、今の特別提案を20点として、それから、管理経費の指定管理料の5の(2)というところを15点を20点にすると、そうすると合計が切りのいい200点満点になるということではいかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○部会長 では、配点についてはそのように調整していただければと思います。

○委員 ただ、部長がおっしゃったとおり、我々ももちろん前提の管理をというの、上でちゃんと採点しますのでご安心ください。

○竹本公園緑地部長 よろしく願います。

○委員 ちょっと見つけられなかったんですけども、何か前半で0点が何個あるともうだめとか、何点以上達しなければだめとかなっているけれども、何かその前半の核になる、ベースになるところがやっぱり最低限はという、なかったでしたっけ、そういうルールが。

○木津公園管理課長 一次審査のほうは不備があったりするとあれですけども、こちらのほうは、Eとかつけられると、そうですね、財務状況とかそういったところでEとか、0点になっちゃうんですけども、そういうのがつくと直ちに失格とかというのはあります。

○委員 幾つかのところでした。

○木津公園管理課長 はい。基本的に新しい提案については0点でも別に失格とかにはならない。

○委員 はい。先ほどおっしゃった、本来すべきところをちゃんとやっていないで新しいところだけというのでは困るところが数字に出るといいなというので、その前半で何点以上でなければ特別提案がよくてもだめという何か基準があるといいのかなというのは思ったんですが、ちょっと具体的に数字が浮かんでいるわけではないので、急にはちょっと無理だなとは思っています。

○木津公園管理課長 そうですね。

○委員 合計得点で何割以上とか、そういうのはないんですっけ。

○公園管理課職員 特には規定されていないですね。審査項目でいってみますと、2の(2)と2の(7)に関してはゼロ点をとった場合は直ちに失格というルールはあります。それ以外に関してはどのような点数でも失格にはしないと逆に明記されておりますので、何点以上とれなかったらというような赤点みたいなのはないですね。

○委員 5の(1)も収入支出見積りの妥当性もアウトですよ。

○公園管理課職員 はい、そうですね。5の(1)、5の(2)がそうですね。やはり失格要件のあるところですね。

○委員 この5ページの下のところ、過半数の委員がDの評価をし、または1人がEをした場

合には協議するということがありますので、大丈夫だと思います。これでいけるのではないかと、最低限のところは。すみません、これ、こんな感じのあったかなと思って、大慌てで見たら見逃していましたが、すみません、先ほど来ので。

○部会長 特別提案を全くしてこなかったら0点になっちゃうわけですがけれども、そんな候補者いないですよ、きっと。

○木津公園管理課長 基本的には、いないと思います。

○部会長 ですよ。何らかのことは書かれているでしょうし、従前と同様のことしかないと、ということもちょっと想定しにくいですよ。わかりました。

それから、6-5の1ページの提案内容の審査のアの審査の概要のところの最後のほうのなお書きの、総得点の差が満点の1%以内であるとき、このときには得点の高低だけではなくて総合的な評価をするということになっていきますけれども、この満点の1%以内というのは全委員の得点を足した、だから、5人いれば、今200点満点だとしたら1,000点満点の1%以内ということでしょうか。

○木津公園管理課長 きのもご指摘があって、確認中なんですけれども、まだ正式な答えは返ってきてなくて、これを読んだところでは何か少し曖昧な、捉え方によってはちょっと違うふうに読めちゃったりするので今確認はしておるところですので、申しわけございません、この場ではお答えができないので申しわけございません。

○部会長 先ほどの事務局の懸念もあるとすれば、ここを1%ではなくてもう少し広げておけば、最後の特別提案で本当に逆転したよとかというときに、全体を考慮した上でどちらにするかということも審査もできるのかなと今思ったんですけれども。

○木津公園管理課長 これは全市的なやはり指定管理の指針の中で決まっているので、それもお意見として伺いして、こちらの担当課のほうに伝えて検討したいと思います。

○部会長 この1%というのも市全体で決まっている数字なんですか。

○木津公園管理課長 そうですね、これは、はい。独自にここで決めているわけではないので。

○部会長 わかりました。

そのほかの、6-1、6-2に戻っても構いませんが、全体を通して質問やご意見があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 全然別件ですがけれども、この写真を見たので言いますが、8月1日から供用開始した円形野球場の評判というか、どうですか。

○公園管理課職員 8月1日にオープン式典をやりまして、市の少年野球の選抜2チームでこけら落としゲームをやらしてもらったんですね。グラウンド自体の評判は非常によかったです。ただ、やはり、運営側から日よけが足りないということは言われました。

○委員 全然日よけになっていなかったですからね、我々が行ったとき。

○公園管理課職員 そうですね。あとは、実際問題、観客席はあるんですけども、やはり、ホームが、アナウンスとかをやるようなホームというのをバックネット裏なんかでやるんですけども、その部分の日よけが全くないので、ちょっとまだまだだなというお言葉はいただいております。

○委員 ぜひ改善に生かしていただければ。

○公園管理課職員 はい。

○部会長 6-2の27ページで、7でフィールド等維持管理業務と出てきます。フィールドという言葉なんですけれども、それがどこを指すのかということはどこかでわかるものでしょう

か。何か定義をしているかどうか、あるいはフィールドというのは一般的に使われている言葉ということか、ちょっと気になったんで。定義的なところを見ていくとすると、その施設の、第2、施設の概要が6ページから始まっていますけれども、その中で建築物とかフィールドとか芝生、観覧スペースに対してフィールドとかというふうに出てきてはいるのですけれども。

○公園管理課職員 内容としてはスポーツ施設の地面の部分というような意味合いです。それに関しては、もうちょっとわかりやすく明記を追記したいと思います。

○木津公園管理課長 施設概要のところにはフィールドということを書いてはいるんですけども、この辺とかで整理するか、別途、用語を規定するか。

○部会長 そうですね。テニスコートとかでもフィールドと言っていますけれども、テニスコートをフィールドと呼ぶのかなという疑問もあるとか、野球場もグラウンドと言うのが普通なのにあえてフィールドと言うのかなとかというのがちょっと思ったので。

○委員 それに、フクダ電子フィールドというのがあるから、それも含めて何か。

○木津公園管理課長 外も考えるという。

○委員 そうですよ。地面というのも変ですけども。

○部会長 フクダ電子フィールドだけを管理するとかと言っても。

○委員 と読めなくはない。

○部会長 誤解がないとは言えないので、はい。

どうでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 じゃ、委員もよろしいでしょうか。

○委員 はい、結構です。

○部会長 それでは、議題2については以上で終わります。募集要項等につきまして、きょうの部会で出た意見を反映させていただきますよう、よろしく願いいたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

では、事務局へお返しいたします。

○木津公園管理課長 本日は貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回いただいたご意見を十分に反映させていただきまして、指定管理者の公募を行いたいと思います。10月の提案内容の審査につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○三田都市総務課長補佐 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。